

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第37号

#### 住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（適用除外職員）</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3） <u>職員の扶養親族たる者（条例第8条に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p>	<p>（適用除外職員）</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3） <u>配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（<u>条例第8条に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）</u>）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次条第2号に掲げる住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p><u>（職員の所有に係る住宅に準ずる住宅）</u></p> <p>第3条 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。</p> <p>（1） <u>職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅</u></p> <p>（2） <u>職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅</u></p> <p>（3） <u>その他人事委員会が定める住宅</u></p> <p><u>（職員以外の当該住宅の新築者等）</u></p>

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第3条 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める住宅は、第2条第1号及び第3号に規定する住宅並びに同条第2号に規定する職員宿舍とする。

(権衡職員の範囲)

第4条 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(条例第10条第5項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員にあつては当該復帰)の直前の住居であった住宅(県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舍を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第3条の2 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

(1) 前条第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者

(2) 前条第3号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅 人事委員会が定める者

(世帯主)

第4条 条例第9条の5第1項第2号の世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員をいう。この場合において、職員又はその扶養親族たる者と職員の配偶者又は1親等の血族若しくは姻族である者(以下「配偶者等」という。)とが共有している住宅(人事委員会がこれに準ずると認める住宅を含む。)に当該職員と当該配偶者等とが同居しているときは、これらの同居している者全員で一の世帯を構成しているものとする。

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第4条の2 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める住宅は、第2条第1号及び第3号に規定する住宅並びに同条第2号に規定する職員宿舍とする。

(権衡職員の範囲)

第4条の3 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(条例第10条第5項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員にあつては当該復帰)の直前の住居であった住宅(県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舍を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第5条 削除

(届出)

第5条 新たに条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

(確認及び決定)

第6条 略

(家賃の算定の基準)

第7条 第5条の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、人事委員会の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 略

(事後の確認)

第9条 略

(雑則)

第10条 略

(届出)

第6条 新たに条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

(確認及び決定)

第7条 略

(家賃の算定の基準)

第8条 第6条の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、人事委員会の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第9条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 略

(事後の確認)

第10条 略

(雑則)

第11条 略

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。